



昴の今日と明日Ⅱ

No.50, Aug.2nd, 2013 (編集・発行)昴☆共生社会研究所

ケアホームみらい的参院選挙

いわゆる「名児耶(ナゴヤ)訴訟」で、今年3月、東京地裁は成年後見人が付くと選挙権を失うとした公職選挙法の規定を「違憲」とする判決を出した。

ダウン症のため知的障害のある名児耶匠さんが起こしたこの訴訟に対し裁判長は選挙権の剥奪は「違憲」と判決したうえで「名児耶(なごや)さん、どうぞ、選挙権を行使して、社会参加してください。堂々と胸を張って、良い人生を送ってください」と語りかけたという。名児耶さんは、先日の参院選挙に胸を張って参加したことだろう。

ところで、ケアホームみらいに住む重症心身障害の方4名も参議院議員選挙の投票に行き、内1名が投票することが出来たので、その顛末を報告する。

Mさんは投票券を持っていなかったYさんにも付き合ってもらい、ヘルパーさんと4人で期日前投票に出かけた。投票所の入り口で係りの方が“投票する意思の確認をするので、この方の意思確認の方法を教えてください”と対応してくれた。「投票したいですか?」と係りの方が聞いてくれたが、残念ながらMさんは完全に寝ていたため意思の確認出来なかった。しかし、一緒に行ったYさんは意思の確認(応答)があるので投票できますね、と声を掛けてくれたという。①投票したいという意思の確認②どの候補者に投票するか確認、どの候補者が分からなければ白票が投じられるらしい。

もう一人のMさんとHさんは日中活動からの帰宅時に投票所へ。こちらではまず「意思の確認が出来ますか?」と聞かれ「手を上げたりします」とスタッフが答えると、Mさんが係りの人と一緒に中へ進む。候補者を順に読み上げ意思を確認する。Mさんとは日課のミーティングで「今日は投票に行くよ。係りの人が聞いてくれるから返事をしてね」と伝えると良く分からないけど何か新しい事があるんだという不安と期待の笑顔。初めての場所、初めての人

と関わるのだから、もしかしたら泣くかもしれないと思っていた。でもMさんは候補者すべてに手を上げて返事をしていたという。その結果、意思が確認出来ないという事で投票出来なかった。Hさんも同様の対応で投票出来なかった。

こうして3名の方が期日前投票に行ったが、だれも投票出来なかった。翌日Mさんに「昨日投票に行ったね。偉いね。大人だね。」と声を掛けると全身をつっぱらせて全力の笑顔。どこか誇らしげな彼女は間違いなく1票投じたのだと感じた。

選挙翌日、ピコハンの名手でもあるSさんが投票したとの連絡が入った。えっ?どうやって?ビックリしたのでご家族に確認したところ、係りの人が候補者名簿を車いすの机に置くと手で同じ所を叩いたとの事。「この人によろしいですね?」「バンバンバンバン」そんなやりとりだったらしい。

前述の“名児耶訴訟”は被成年後見人の選挙権をめぐる裁判だった。一方みらいに住む方々はその権利を剥奪されていた訳ではない。正直に云えば声高に権利を主張したくて投票に誘ったわけでもない。ただ“ニーズに応じたサービス提供”が、彼らの“可能性を見限る”事になってはいけないとは思っていた。投票券は届いているのだから。

今回、自民党が大勝した参院選の投票率は過去3番目の低さだったという。投票所での意思確認の方法など検討すべき課題を残しつつ、社会参加、社会貢献と言う意味で大きな1票だったと思う。

社会保障審議会障害者部会再開

障害者総合支援法の全面的な実施を来年に控え、その課題の細部を検討するために、審議会が始まりました。(1)障害程度区分に代わって運用される「障害支援区分」の判定ソフトや運用マニュアル。(2)対象が知的・精神障害者に拡大される重度訪問介護の在り方。(3)一元化されるグループホームとケアホーム制度の在り方。などの課題があります。